

平成三十年七月豪雨の影響を踏まえたフロン排出抑制法に基づく  
フロン類算定漏えい量報告・公表制度の報告書の対応について

平成 3 0 年 7 月  
環境省地球環境局フロン対策室  
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室

この度の平成三十年七月豪雨により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

フロン排出抑制法に基づき、フロン類算定漏えい量が 1,000t-CO<sub>2</sub> 以上である管理者に対し、自らのフロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告することが義務付けられておりますが、平成三十年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては一定の配慮を行うこととし、その対応方針を以下のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、平成三十年七月豪雨の影響により、算定漏えい量報告・公表制度に関する対応にお困りの事業者におかれましては、下記問合せ先に御相談下さい。

【平成30年度分報告書類に係る提出期限の免責について】

	通常提出期限	免責期限
フロン類算定漏えい量報告・公表制度の報告書	7月末	平成30年9月28日

■問合せ先

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部  
フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク  
東京都千代田区永田町 2-10-3  
Tel : 03-6750-6143 (平日 9:30-17:30)